

開成町ホームページ広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、開成町(以下「町」という。)がインターネット上に公開しているホームページの広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の種類及び範囲)

第2条 ホームページに掲載する広告は、バナー広告(以下「広告」という。)とし、バナー広告から遷移するホームページの内容(以下「広告の内容」という。)が公共性を損なうおそれのないものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業に関するもの
- (4) 個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- (5) 求人広告又はこれに類するもの
- (6) 通信販売及び訪問販売に類するもの
- (7) 商品先物取引及び貸金業に類するもの
- (8) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (9) 町のホームページの中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、ホームページに掲載する広告として適当でない町長が認めるもの

(広告の掲載順序)

第3条 掲載する広告の種類及び掲載の順位は、次に掲げるとおりとする。この場合において、同順位に複数のものがある場合は、広告掲載期間が長い広告のものを優先するものとし、広告掲載期間が同一の場合は、抽選により順位を決定する。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するもの
- (2) 私企業で公益性の高いもの
- (3) 私企業で町内に事業所等を有するもの
- (4) その他、掲載する広告として妥当であると町長が認めるもの

(広告の掲載位置及び枠数)

第4条 広告の掲載位置は、開成町のホームページのうち町が指定する位置とし、枠数は、最大8枠とする。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、1枠月額5,000円とする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、1月単位とし、6月を上限とする。ただし、再掲載を妨げるものではない。

- 2 広告掲載期間内に町の都合でホームページを閉鎖した場合は、その閉鎖時間に応じ、別表第1に定めるところにより掲載期間を延長する。

(広告の規格)

第7条 広告の規格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 画面表示は、縦50ピクセル、横150ピクセルであること。
- (2) データ量は、4キロバイト以内
- (3) データの保存形式は、GIF形式

(掲載希望者の募集)

第8条 町長は、広報かいせい、ホームページ等により広告掲載希望者を公募するものとする。
2 前項にかかわらず、町長は、第3条第1号から第3号に該当する団体等に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告の申込み及び決定)

第9条 広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という)は、開成町ホームページ広告掲載申込書(第1号様式)に別表第2に定める書類を添付して、町長に申し込むものとする。

2 広告の申込み枠数は、原則1枠とする。

3 町長は、第1項の申込書を受理したときは、第2条に基づき掲載の可否を決定し、開成町ホームページ広告掲載承諾通知書(第2号様式)により当該申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告を掲載することを承諾された者(以下「広告主」という)は、毎月広告掲載日の10日前までに広告掲載料を支払わなければならない。

2 前項に掲げる広告掲載日は、月の初日とする。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告原稿は、町が指定する方法により広告主の負担で作成し、町が指定する期日までにCD-Rなどにより提出するものとする。

(広告主の責任)

第12条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第13条 町長は、次に掲げる場合は、広告の掲載を取り消すことができるものとする。

- (1) 町のホームページ運営上支障があるとき。
- (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかったとき。
- (3) 指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。
- (4) 町長が広告主又は広告内容が不相当であると認めた場合。

(広告掲載の取下げ)

第14条 広告主は、広告の掲載を取り下げるときは、開成町ホームページ広告掲載取りやめ申出書(第3号様式)により町長に申し出なければならない。

2 前項の申し出があったときは、町長は開成町ホームページ広告掲載取下げ決定通知書(第4号様式)を広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の還付)

第15条 納付済みの広告掲載料は、還付しない。ただし、次の各号に掲げる事由に該当するときは、当該各号に定める額の掲載料に相当する額を還付する。

- (1) 掲載期間開始前に、前条の規定による広告の掲載の取り下げの申出があった場合には、納付済みの広告掲載料を還付する。
- (2) 第6条第2項の規定により広告が掲載できなかった場合で、かつ、掲載期間の延長が困難な場合には、納付済みの広告掲載料を還付する。
- (3) 前号の規定により還付する広告掲載料は、バナー広告を町ホームページから削除した日から掲載を再開した日までの期間に係る広告掲載料に相当する額とし、その期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、次により算定するものとし、1円未満の金額が生じる場合はこれを切り捨てる。

その月の広告掲載料×その月の広告の掲載できない期間÷その月の暦日数

2 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

3 広告掲載料の還付を受けようとする者は、開成町ホームページ広告掲載料還付請求書(第5号様式)により町長に請求するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(開成町ホームページ広告掲載取扱要領の廃止)

2 開成町ホームページ広告掲載取扱要領(平成18年8月22日制定。以下「旧要領」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要領の施行の際、現に旧要領の規定によりなされたホームページの掲載その他の行為は、この要領の相当規定によりなされたホームページの掲載その他の行為とみなす。

別表第1(第6条関係)

閉鎖した時間	延長する日数
3時間以上24時間以内	1日
24時間を超えたとき	閉鎖した日数+1日

別表第2(第9条関係)

開成町ホームページ広告掲載申込書添付書類
1 会社案内のパンフレット等(事業内容、社歴等がわかるもの)
2 資格、免許等を必要とする業種については、資格を証する書面、免許証の写し等の書類